

令和6年11月

定例会議事録

坂出市農業委員会

開催日時 : 令和6年11月20日(金) 午前8時58分～9時37分

開催場所 : 坂出合同庁舎 4階大会議室

#### 出席委員

1番 松浦 雄一	2番 石井 淑雄
3番 吉田 宏明	4番 原 武信
5番 山下 祝	6番 本条 仁史
7番 木下 得代	8番 猪熊 幸雄
9番 大原 眞路(会長)	11番 高市 佳和
12番 山本 茂	13番 宮本 賢一
14番 藤川 一雄	15番 梶野 和幸(会長職務代理)
16番 山下 恵	17番 富木田 好正
18番 三木 洋一	

#### 欠席委員

10番 土井 正幸

#### 傍聴推進委員

なし

#### 農業委員会事務局出席者

事務局長	福家 浩文
事務局長補佐	竹村 秀基
事務局書記	山崎 貴士
事務局書記	藪本 由奈

## 議事

第1号議案	農地法第3条許可申請	4件	田 畑	3,449 m <sup>2</sup>
第2号議案	農地法第4条許可申請	2件	田 畑	172 m <sup>2</sup> 319 m <sup>2</sup>
第3号議案	農地法第5条許可申請	3件	田 畑	1,166 m <sup>2</sup> 89 m <sup>2</sup>
第4号議案	非農地証明願	3件	田 畑	m <sup>2</sup> 2,150 m <sup>2</sup>
第5号議案	農地改良に係る届出	件	田 畑	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
第6号議案	農用地利用集積計画書	29件	田 畑	51,835 m <sup>2</sup> 3,979 m <sup>2</sup>
第7号議案	農地法第5条の規定による許可後の 事業計画変更申請	1件	田 畑	2,077 m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
第8号議案	地域計画策定に係る意見聴取			
報告第1号	合意解約	2件	田 畑	<u>2,148</u> m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>

## 令和6年11月 農業委員会定例会 議事録

事務局長

おはようございます。

ご案内の定刻よりも少し早いですが、只今より11月の定例会を開催いたします。

(議案の訂正)

本日委員のみなさまにご審議をお願いする案件は、第1号議案から第8号議案までの合計43件でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

本日は、農業委員18名中17名の出席を頂いており、定例会が成立していることをご報告いたします。

なお、土井委員さんからは事前に欠席の連絡をいただいております。

また、傍聴人の方がおられますことも併せて報告いたします。

それでは、坂出市農業委員会会議規定により梶野会長職務代理に以後の議事進行をお願いしたいと存じます。

会長職務代理

(挨拶)

早速ではございますが、議事に移りたいと存じます。

本日の署名委員を1番 松浦委員さんと2番 石井委員さんのお二人にお願いいたします。

次に、今月の現地調査につきましては、12番 山本委員さんと16番 山下委員さんと17番 富木田委員さんと私で、昨日19日に実施しておりますので、後ほど現地調査の報告をお願いしたいと存じます。

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」4件を議題に供します。事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは第1号議案農地法第3条許可申請についてご説明いたします。

まず、始めに2番につきましては、申請人の都合によりいったん取り下げの意向がありました。そのため2番を除く、3件の所有権移転のご審議をお願いしたいと思います。それでは説明に移らせていただきます。

1番、・・・、面積1,024㎡。【議案読み上げ】

契約内容 有償での売買としての申請

申請理由 経営規模の拡大

受人反別 218,862.47㎡

取得後の営農計画 野菜の販売

譲受人に関する事項

農機具の所有状況 トラクター10台、耕耘機5台、トラック15台、農舎500㎡。

農作業歴 設立9年、年間の農業従事日数 300日程、通作距離 車で2分。

3番と4番は譲受け人が同じのため、まとめてご説明いたします。

3番、・・・、面積 601 m<sup>2</sup>。【議案読み上げ】

4番、・・・、面積 1,391 m<sup>2</sup>。【議案読み上げ】

契約内容 有償での売買としての申請

申請理由 経営規模の拡大

受人反別 28,488.89 m<sup>2</sup>

取得後の営農計画 米の販売

譲受人に関する事項

農機具の所有状況 トラクター、トラックが各 2 台、コンバイン、耕耘機、  
田植機が各 1 台、農舎が 100 m<sup>2</sup>。

農作業歴 50 年、年間の農業従事日数 250 日程、通作距離 車で 5 分。

なお、3番の土地につきましては、昨年令和 5 年 12 月に 3 番の譲渡人から 4 番の譲渡人へ所有権移転する 3 条の許可が出ておりました。しかしながら、受人が申請後に体調を崩し、耕作できなくなったため、実際には所有権移転できておりませんでした。そのことから前回の許可申請の取消願いの提出を受け、それとあわせて改めて 3 条申請にて所有権移転する次第です。

以上のことから本日の案件 3 件につきまして、譲受人については、経営地がすべて適正に管理されていること、農作業に常時従事していること、労働力・通作距離・農機具の所有状況から耕作可能と判断できること、周辺地域への影響がないことなど、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので許可相当と考えます。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第 1 号議案「農地法第 3 条許可申請」1 番、3 番、4 番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第 1 号議案「農地法第 3 条許可申請」3 件につきまして原案どおり承認とさせていただきます。

続いて、第 2 号議案「農地法第 4 条許可申請」2 件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは、第 2 号議案「農地法第 4 条許可申請」についてご説明いたします。

1 番、・・・、面積 319 m<sup>2</sup>。【議案読み上げ】

無断転用の有無 あり

農地の一部を車庫及び倉庫として使っているため、始末書の提出があります。

転用目的 敷地拡張

申請理由

平成 14 年頃に農地の一部を造成、車庫を建設し、南側の宅地と合わせて貸駐車場及び貸車庫・倉庫用地として利用しております。周辺は宅地化しており、駐車場の需要もあることから、賃料の収入が見込めるため計画しました。

農地の区分

都市計画法における用途が第二種中高層住居専用地域と定められている第 3 種農地に該当。

周辺農地への影響

被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他

雨水はため柵を設置し、東側水路へ排水します。汚水の発生はありません。

2 番、・・・、面積 172 ㎡。【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 住宅

申請理由

坂出市の道路建設事業により、現在の住宅が立ち退きとなったためです。申請地は現在の住宅からも近く自己所有地であり、面積も妥当であったため申請しました。

農地の区分

都市計画法における用途が第一種住居地域と定められている第 3 種農地に該当。

周辺農地への影響

被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他

雨水はため柵を設置、汚水は合併浄化槽にて処理し、西側水路へ排水します。

以上です。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第 2 号議案「農地法第 4 条許可申請」2 件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

第 2 号議案「農地法第 4 条許可申請」2 件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

続いて、第 3 号議案「農地法第 5 条許可申請」3 件を議題に供します。

なお、第 3 号議案 2 番については現地調査を実施しておりますので、2 番 山本委

員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

山本委員

それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」のうち2番について現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

2番、・・・、面積 89 m<sup>2</sup>。【議案読み上げ】

無断転用の有無 あり

転用目的 宅地拡張

申請理由

申請人は、自宅のリフォームを計画したところ、自宅敷地内に他人の土地があることが分かりました。調べたところ、先代の時に売買の協議があったものの、名義変更ができていませんでした。今後も、宅地の一部として利用するため、転用申請にいたりしました。

農地の区分

周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響

被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われまます。土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

以上、報告を終わります。

会長職務代理

ありがとうございました。

ただいま山本委員さんより現地調査の報告がございましたが、その他の案件と併せて事務局の補足説明を求めます。

事務局長補佐

それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」についてご説明いたします。

2番につきましては、先ほどの山本委員さんのご説明どおりです。

少し追加説明いたします。その他として、排水計画は雨水はため枘をすでに設置済です。汚水も設置済みの合併浄化槽にて処理して、南側市道側溝へ放流しています。造成は、昭和44年頃より宅地の一部として造成済のため始末書の提出もあります。

1番、・・・、面積 1,001 m<sup>2</sup>。【議案読み上げ】

登記簿にて、内池沼 36 m<sup>2</sup>とありますが、現状、ぬかるんでいる所はありますが、池という程ではありません。併せて利用する土地 2,559.92 m<sup>2</sup>は、市道から申請地までの進入路として申請地北側の雑種地および、隣で既に使用している資材置場になります。

無断転用の有無 なし

転用目的 資材置場

申請理由

貸し人となる土地所有者は、転用事業を行う法人の代表をしています。既に申請地の隣を資材置場として使用していますが、採石や砂利等の土木資材置場が不足していました。事業拡大を検討した結果、既存の敷地を拡張できれば事業を効率的に

行えること、また、法人代表が所有する土地のため使用貸借が可能と判断、資材置場に転用して自身が経営する会社に貸し付ける計画に至りました。

#### 農地の区分

周辺の状況から第2種農地に該当。

#### 周辺農地への影響

被害防除については現況と計画書から適切と思われます。周辺に隣接する農地はありません。土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

#### その他

排水計画は、自然浸透で汚水の発生はありません。造成計画は、花崗土にて盛土、整地を行い、擁壁は既存を使用します。1,000 m<sup>2</sup>を超えていますが、建築物が無いため開発許可の対象ではありません。

### 3番、・・・、面積165 m<sup>2</sup>。【議案読み上げ】

無断転用の有無 あり

転用目的 貸駐車場

#### 申請理由

譲受人は、坂出市内にある各種工場設備の洗浄・清掃等を請け負っています。請負企業先には、乗り合わせで作業に来るよう求められており、現在も市外の借地から県内で雇用している方が集まり、作業に向かっておりますが、トラックの作業車が置けずに苦慮していました。この度、事業の拡大及び作業効率を図るために、国道に近くてインターチェンジへの接続も良いところで、作業車等を駐車できる場所を探していたところ、所有者と話がまとまり、代表者自身が取得して経営する会社に貸し付ける計画での申請に至りました。

#### 農地の区分

周辺の状況から2種農地に該当。

#### 周辺農地への影響

地元土地改良区に意見照会をしたところ、受益地外との回答でしたが、被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。

#### その他

排水計画は、自然浸透で汚水の発生はありません。造成計画は、既に造成されており整地のみを行い、擁壁は既存を使用します。無断転用のため、始末書の提出があります。

以上です、よろしくお願いいたします。

会長職務代理

ただいま山本委員さん、事務局より説明がありましたが、第3号議案「農地法第5条許可申請」3件について、何かご意見・ご質問はありませんか。

本条委員

3番の貸駐車場は、企業の代表者が企業に貸すということですか。それとも一般の方の貸駐車場とするのですか。

事務局長補佐           これは個人で取得して自分が経営している会社へ貸すということです。会社の車を置くということになります。

(委員による審議)

各委員               **【異議なし】** の声あり

会長職務代理       特にご異議もないようですので、第 3 号議案「農地法第 5 条許可申請」3 件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

続いて、第 4 号議案「非農地証明願」3 件を議題に供します。

なお、第 4 号議案の 1 番から 3 番まで現地調査を実施しておりますので、16 番 山下委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

山下委員           それでは、第 4 号議案「非農地証明願」現地調査の結果を報告いたします。

1 番と 2 番は関連しているのでまとめてご説明いたします。

1 番、・・・、面積 155 m<sup>2</sup>外 1 筆 計 227 m<sup>2</sup>。【議案読み上げ】

2 番、・・・、面積 1,342 m<sup>2</sup>外 1 筆 計 1,512 m<sup>2</sup>。【議案読み上げ】

申請理由

住宅がありますが、住宅の際まで山になっておりましたので、これはやむを得ないなと思いました。

3 番、・・・、面積 72 m<sup>2</sup>外 2 筆 計 411 m<sup>2</sup>。【議案読み上げ】

申請理由

過去から耕作をしなくなり、けっこう太い木、大きい気が茂っておりました。一部道路の方に倒れ掛かってくる勢いで、これもやむを得ないなと思います。

以上です。

会長職務代理       ありがとうございました。

ただいま山下委員さんより現地調査の報告がございましたが、事務局の補足説明を求めます。

事務局書記       第 4 号議案「非農地証明願」3 件については、先ほどの山下委員さんのご説明通りです。1 番について補足説明をいたします。住宅として農地法の施行前から利用していたことの根拠として、固定資産税の名寄せ台帳の提出がありました。そのことから地番 2-1 に関しては昭和 23 年から、2-3 に関しては昭和 12 年から申請地に木造の家屋が立っていることがわかりました。2 番と 3 番につきましても、先ほどの山下委員さんのご説明どおり、山林化した状態になっております。

以上のことから、1 番については「農地法の施行前から引き続き非農地であったも

の」に該当し、2番と3番については「再生利用が困難な農地」に該当するため問題ないと判断しております。

よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理 ただいま山下委員さんと事務局より説明がありましたが、第4号議案「非農地証明願」3件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第4号議案「非農地証明願」3件につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。

会長職務代理 続いて、第6号議案「農用地利用集積計画書」36件を議題に供します。  
事務局の説明を求めます。

事務書記 それでは第6号議案「農用地利用集積計画書」についてご説明いたします。  
今月は新規に農地の貸借をする案件が8件、更新が18件、再設定が3件で、そのうち農地機構を通じた貸借が23件となっております。

以上、農用地利用集積計画書29件はいずれも、農地をすべて効率的に利用していると認められること、農作業に常時従事していると認められることなど旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第6号議案「農用地利用集積計画書」29件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

時々話を聞くのですが、貸した人の農地の利用状況。ちょっと疎かになっている方がおられる、貸したはいいものの耕作しておらず困る。それが大きな声になると、いけないなという気持ちがあります。そのような話があれば、個々に事務局に申し出ていただければと思います。

(委員による審議)

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第6号議案「農用地利用集積計画書」29件につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。

続きまして、第7号議案の「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請」1件を議題に供します。事務局の説明を求めます。

事務局長補佐

それでは第7号議案の「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請」についてご説明いたします。

1番、・・・、面積495㎡外4筆 計2,077㎡。【議案読み上げ】

転用目的 工期延長および分譲区画数の変更

申請理由

令和3年3月17日に8区画の分譲住宅許可を受けております。その後、9区画へ計画が変更されたので、開発許可の手続きも了しています。現在、3区画が工事完了していますが、残りの6区画が完了しておりませんので、工期延長をするものです。延長の期間は、前回の許可期間からの2年間となりますので、令和8年3月16日までです。造成は完了しておりますので、新たな擁壁等の造成はありません。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第7号議案についてなにかご意見・ご質問等はありませんか。

(委員による審議)

各委員

【異議なし】 の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第7号議案の「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請」1件について、原案どおり受理し処理してまいります。

続きまして今月は農政部門の議案が1件出ております。第8号議案「地域計画策定に係る意見聴取」を議題に供します。事務局の説明を求めます。

事務局長

「地域計画策定に係る意見聴取」についてでございます。こちらの資料、別冊とさせていただきます。意見聴取につきましては、令和6年度末までに公表しなければならない「地域計画」に基づいております。市長部局農林水産課の方から農業委員会としての意見を求められているものです。別冊の方、ご覧いただいたかと思いますが、委員のみなさまに配布しております目標地図につきましては、この資料をもちましてご意見をお伺いして、その意見をとりまとめたうえで市長部局の方に意見として提出する予定となっております。従いまして、この場ではご意見をお伺いするのみとなっております。本日の定例会におきまして、意見がなかった場合はなしとして回答することとなります。また、別冊として地図を一緒に閉じこんでおりますが、詳細な位置の確認が必要でございましたら、ご面倒ですが事務局のパソコンの画面で委員のみなさまには情報提供が可能でございます。定例会後終了後お申し付けいただく

か、日を改めて農業委員会の窓口に来ていただければ、より詳しい画面の方で確認することができるかと思えます。

この資料でございますが、「人・農地プラン」を参考に作成しております。また、目標地図は令和6年8月1日時点の貸借データを反映してございます。また、目標地図は公表するまで貸借状況については更新し続けていく予定となっております。

以上、簡単ではございますが意見を求められておりますので、ご審議の方をよろしくお願いいたします。

会長職務代理            なかなか地図を見ても分かりにくいかと思えます。また、意向があったとしても意向どおりいくかどうかは決定しておりません。

本条委員                中身を見させていただいたんですが、策定年月日はいつになるのですか。案は空欄になっていますが。

事務局長                令和7年3月末です。

会長職務代理            ただいま事務局より説明がありましたが、第8号議案「地域計画策定に係る意見聴取」について、意見といってもなかなか難しいところはございますが、特に質問等はありませんか。

(委員による意見・審議)

各委員                【異議なし】の声あり

会長職務代理            特にご異議もないようですので、第8号議案「地域計画策定に係る意見聴取」については、審査の結果を農業委員会としての意見書を提出することとしたいと思えます。

以上で、本日の農地法等許認可申請の議案の審議を終了します。

続いて、報告第1号「農地法第18条 合意解約」2件についてです。事務局の説明を求めます。

事務局書記            それでは、報告第1号「農地法第18条 合意解約」についてご説明いたします。

1番、・・・、面積13㎡外2筆 計164㎡。【議案読み上げ】

解約理由 地元のかたから道路拡幅の要望があったことから、市建設課による用地買収に伴う解約。

備考 利用権 賃借権の解消

2番、・・・、面積1,418㎡外1筆 計2,148㎡。【議案読み上げ】

解約理由 耕作者変更

備考 利用権 使用貸借権の解消

以上、合意解約の説明となります。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、報告第1号「農地法第18条 合意解約」2件について、なにかご質問はありませんか。

(委員による確認)

各委員

【なし】の声あり

会長職務代理

特にご質問もないようですので、報告第1号「農地法第18条 合意解約」2件を受理し、処理してまいります。

その他の案件として、事務局の方で何かありますか。

(事務局からの連絡事項等)

それでは、これをもちまして11月の定例会を閉会致します。  
長時間に亘るご審議をいただき、ありがとうございました。

9時37分終了